

第17回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：平成28年7月26日（火）16：00～17：42
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，阿部委員，石井委員，磯谷委員，浦野委員，大橋委員，神部委員，木村（敦）委員，木村（三）委員，須藤委員，高橋委員，辻委員，畑委員，福田委員，三橋委員
- 4 概 要：法務省から配布資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

【戸籍に関する国民の意識調査について】

- 戸籍謄本等の交付請求の方法に関する回答については，回答者の住所地と本籍地が同じかどうかによっても，結果が異なると考えられるため，ニーズ調査の部分も含めてクロス調査をするのが望ましい。

・調査対象について，性別・年齢・地域・居住地域の人口レンジから計96セグメントに分けて，セグメントごとに同人数を抽出しているが，地域人口ウェイト，年齢層のウェイトを考慮した集計もあった方が良いのではないか。

・今回のニーズ調査で国民が戸籍謄本等を取得する主な目的として，旅券手続・社会保障手続・相続関係手続・戸籍届出などがあり，マイナンバー連携をするに当たっても，これらの一般請求される場合の定型的な内容は非常に重要となってくると考えられる。

【戸籍に記録する文字に係る制度上の課題について】

- 戸籍に記載されている文字のデザインの問題を解決するには，デザイン差について基準を設けるのと，その基準に照らしてどの文字に当てるとのかという文字集合を設けなければならない。

・新しい文字集合については，IPAなどの文字情報基盤を活用し，行政情報システム間で連携をすることを見据えて，検討することが望ましい。

・市区町村のシステムの外字作成・管理をすることで，特定の事業者に市区町村のシステムの運用が固定化することがあるので，システムの更改の際には競争可能な環境になるよう考えるべきである。

・マイナンバー連携は，戸籍謄本等の一般請求だけでなく，公用請求のためでもあって，年金関係など受給関係の基礎になるものであることからすれば，戸籍上の文字のデザイン差を許容することができないことを理由として，その戸籍を電算化しないというのは，身分の公証制度としての戸籍制度の話であって，自分の戸籍が電算化されていないことを理由に，個人の意思でマイナンバーの連携対象外を選択することができるという話とは別ではないか。

【戸籍謄本等の交付請求の在り方について】

○ 広域交付については、国民の利便性が高まる一方、戸籍謄本等の交付処分の主体の問題、すなわち戸籍事務管掌者を誰とするのかという問題も併せて検討する必要があるのではないか。

・親族関係確認等のための新たな証明書を発行することとなった場合、現在の戸籍編製基準、戸籍の移記事項の取扱いなどを変更しない限り、一人の身分関係を把握するためには、複数の戸籍を確認しなければならない。職員が戸籍謄本等を公用請求又は連携情報を見て、頭で判断して作成するとなると、省力化は見込めないと考えられるし、システム上、証明書が作成可能かどうか慎重に検討すべきである。

以 上